

基礎生物委員会・統合生物学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：自然史財の保護と活用分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○基礎生物委員会 統合生物学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	文化財は文化財保護法の下で公的保護と活用がなされている。一方、同じ博物館等施設に保管されている自然史標本は環境変化の証拠として国・国民にとってきわめて重要であるにもかかわらず、その保護や管理を定めた関連法規を欠いている。2011年3月11日に起こった東日本大震災を契機に、自然史標本を文化財に準じて公的に扱う方法を探るために「自然史標本の文化財化分科会」が2012年4月に発足した。約2年半かけたこの分科会での議論は自然史標本を自然史財として認定登録するアイディアに発展し、さらに自然史財を研究し保管する場として国立自然史博物館の必要性が浮上してきた。しかし、自然史財としての認定・登録・保護・活用の実際の方策に関する審議にまでは至らなかった。そこで、生物、分類、人類、古生物、生態、情報等の幅広い学問分野の研究者が集まって意見を交換することで、自然史財を保護し、活用する実現可能な方策を審議するための分科会の設置を提案する。
4	審議事項	・自然史標本の網羅的な調査 ・自然史財の範疇と価値評価段階の設定 ・自然史財を公的に保全する方法 ・自然史財を保全するための法令の整備
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日 ☐ 常設
6	備考	※名称変更